3　被害防止計画に定める事項

（略）

(1)～(6)　（略）

(7)　捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記載する。

(8)　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

(9)　被害防止施策の実施体制に関する事項

①・②　（略）

③　鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町村が被害状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合は、鳥獣被害対策実施隊の設置に関して、設置に向けた基本的な方針等を記載する。また、鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事項を記載する。

④　（略）

(10)　（削る）

4　（略）

三　その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

1　国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関やＮＰＯ等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲等による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であること、また、捕獲等をした鳥獣の利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、被害防止対策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

2・3　（略）

4　表彰

鳥獣による農林水産業等への被害が全国的に深刻化する一方で、市町村、農林漁業者、猟友会等の関係者が連携して被害防止に取り組み、顕著な効果を挙げている地域がある。国及び地方公共団体は、被害防止対策（被害の状況、鳥獣の生育状況等の調査、被害原因の究明、調査研

この場合、捕獲等をした鳥獣の肉としての利活用等を推進する場合は、安全性確保の取組等についても記載する。

(9)　（略）

4　（略）

三　その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

1　国民の理解と関心の増進

被害防止対策の実施に当たっては、農林漁業者のみならず、国民全体に、鳥獣の習性、被害防止技術、鳥獣の生息環境管理等に関する正しい知識の普及や、被害の現状及び原因についての理解の浸透を図ることが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係機関やＮＰＯ等とも連携を図りつつ、鳥獣による農林水産業及び生態系等に関する被害の実態についての情報提供や、鳥獣への安易な餌付けを実施しない等、人と鳥獣の適切な関係の構築に関する理解を深めるための取組を推進する。

この際、被害防止対策は、科学的知見に基づいて実施するものであり、特に捕獲等による個体数管理については、農林水産業等に係る被害の防止だけでなく、生態系保全の観点からも重要であることについて、国民の理解を得られるよう、情報提供を行うものとする。

2・3　（略）

（新設）

3　被害防止計画に定める事項

（略）

(1)～(6)　（略）

（新設）

(7)　被害防止施策の実施体制に関する事項

①・②　（略）

③　鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事項を記載する。

④　（略）

(8)　捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記載する。